

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第65号

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所長委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第3号キ中「から第3号まで」を「, 第4号及び第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)